

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z2000010	個人情報保護法の見直し	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し、施策の基本的事項を定め、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者(個人情報取扱事業者)の遵守すべき義務等を定めるものである。本法は15年5月23日に成立、5月30日に公布・一部施行されているが、個人情報取扱事業者の義務規定については、今後、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされている。	d	-	個人情報保護法上、債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に提供されるべき当該債権に関する個人情報については、債務者たる本人の同意を推定できる範囲内と考えられることから、債権譲渡の際してこれを譲受人に第三者提供するに当たって、改めて本人の同意を取る必要はないものと解される。 また、委託先については、法第23条第4項第1号において、第三者に当たらないこととされているところである。		5008	5008340	オリックス㈱ <公開>	34	個人情報保護法、信用情報に関する個別法		個人に対する債権を第三者に対し譲渡または回収委託することなどを検討する場合には、相手方に対し、守秘義務契約のもと個人の信用情報を提供する必要がある。このような行為については、同法24条4項2号に該当すると考えられ、その相手方は本人同意を要する第三者に該当しないと解されるが、必ずしも明確でない。仮にこうした行為に本人同意を要するものとするれば、債権譲渡や回収委託そのものは自由であるとしても実際にはこれらを行うことはできなくなってしまう。このような情報開示行為には本人同意を要するものとするべきではない。法の規定は必ずしも明確でなく、解釈上の紛争を招きかねないので、同法を改正するか、信用情報に関する個別法において、こうした点を明確にすることを要望する。		個人に対する債権を第三者に対し譲渡または回収委託することなどを検討する場合には、相手方に対し、守秘義務契約のもと個人の信用情報を提供する必要がある。このような行為については、同法24条4項2号に該当すると考えられ、その相手方は本人同意を要する第三者に該当しないと解されるが、必ずしも明確でない。仮にこうした行為に本人同意を要するものとするれば、債権譲渡や回収委託そのものは自由であるとしても実際にはこれらを行うことはできなくなってしまう。このような情報開示行為には本人同意を要するものとするべきではない。法の規定は必ずしも明確でなく、解釈上の紛争を招きかねないので、同法を改正するか、信用情報に関する個別法において、こうした点を明確にすることを要望する。	個人情報保護法	内閣府	
								5034	5034510	(社)リース事業協会 <公開>	51	個人情報保護法、信用情報に関する個別法について	個人向け債権の流動化、譲渡、回収委託を阻害しかねない要因の除去。		個人に対する債権を第三者に対し譲渡または回収委託することなどを検討する場合には、相手方に対し、守秘義務契約のもと個人の信用情報を提供する必要がある。このような行為については、同法24条4項2号に該当すると考えられ、その相手方は本人同意を要する第三者に該当しないと解されるが、必ずしも明確でない。仮にこうした行為に本人同意を要するものとするれば、債権譲渡や回収委託そのものは自由であるとしても実際にはこれらを行うことはできなくなってしまう。このような情報開示行為には本人同意を要するものとするべきではない。法の規定は必ずしも明確でなく、解釈上の紛争を招きかねないので、同法を改正するか、信用情報に関する個別法において、こうした点を明確にすることを要望する。	個人情報保護法	内閣府		
z2000020	国の競争的資金制度の 手続き等の迅速化・簡 素化			a	-	総合科学技術会議は平成15年4月21日「競争的研究資金制度改革について」をとりまとめ、競争的研究資金の効率的・弾力的運用のための体制整備について意見具申を行った。		5014	5014100	(社)関西経済連合会 <公開>	10	国の競争的資金制度の 手続き等の迅速化・簡 素化		国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。	大学発ベンチャーや産学連携が促進される。		内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	当連合会「産学官連携に関する提言」(2003年5月)参照	
z2000030	官公庁の入札制度、契 約制度の改善	予算決算及び会計令7 3条	(競争参加資格申請) 全庁統一参加資格により運用を実施 (取りまとめ省庁である総務省が一元的に審査を実施)			実施済		5008	5008400	オリックス㈱ <公開>	40	官公庁の入札制度、契 約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。		全省庁		
		会計法第29条の3	(入札制度) 会計法等の各種規定により実施(入札実施に関しては紙媒体による)	a	法律 及び政 令等 の手当 は不要	(入札制度) 現在、電子入札システムを構築すべく準備中(平成15年度末を予定)。なお、運用システムに関しては取りまとめ省庁である総務省が作成したソフトを準用することとしている。		5034	5034380	(社)リース事業協会 <公開>	38	官公庁・地方自治体の 入札制度、契約制度の 改善	官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。また、申請は紙でのみ行なわれている。統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方自治法等	全省庁			